

イ その他広域にわたる重要な課題で広域連合規約第19条に規定する広域連合長が別に定める事項に関すること



(1) 経緯

日常生活圏の拡大、高度情報化、少子高齢化及び人口の減少などが進む中、多様化、高度化する住民ニーズに対応するため、広域的な課題についての調査研究に取り組んできました。

その結果、平成12年に広域連合が設立されて以降、新たに介護保険や3市村による広域的なごみ処理の推進などの事業を広域連合が行っています。

平成10年度

- ・広域連合が介護保険の保険者となることに関係市町村が合意
- ・大北地域広域市町村圏ごみ処理広域化計画策定

平成12年度

- ・認知症対応型共同生活介護（ひだまりの家）設置及び運営の検討

平成17年度

- ・平日夜間救急医療センター設立準備会を設置



(2) 現状と課題

引き続き、社会情勢の変化に柔軟に対応し、住民サービスの向上、魅力ある地域づくりを進めるため、新たに生じる課題に市町村と連携して、柔軟かつ迅速に対応し、計画的、一体的な地域づくりを進める必要があります。

(3) 今後の方針と施策

広域的な住民サービスの向上のため、住民の意見やニーズを把握し施策に反映するなかで、広域的な課題が発生した場合には、関係市町村及び関係機関と連携を図り調査研究を行います。

■SDGsの目標との関連

SDGs17の目標		関連目標
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>	<p>住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域を目指し、住民の意見やニーズの把握に務め、施策に反映する</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>関係市町村及び関係機関と連携を図り、広域的な課題が発生した場合には調査研究を行う</p>